組込みシステム産業振興機構　規約

2010年　6月　7日制定
2022年　6月　9日改定

（名　称）

第1条　本組織は組込みシステム産業振興機構（以下「本機構」と呼ぶ。）と称する。

（目　的）

第2条　本機構は、組込みシステム産業に対する高い潜在能力を有している関西を組込みシステム産業の一大集積地とすることを目的とし、関西の経済活性化はもちろん日本の産業力強化を目指す。

（活　動）

第3条　本機構は、前項の目的を達成するため、次の活動を行う。

（1）組込みシステム産業の集積に係わる調査研究および戦略立案
（2）組込みシステム技術者育成及び育成支援を目的とした教育事業
（3）組込みシステム開発の QCD（Quality：品質　Cost：コスト　Delivery：納期）向上を目的とした開発支援事業
（4）組込みシステム産業の活性化を目的としたビジネス支援事業
（5）組込みシステム分野の関係機関・団体との交流・連絡調整、普及啓発活動
（6）その他本機構の目的を達成するために必要な活動

（会　員）

第4条　本機構は、次の会員により構成する。

（1）正会員
①一般会員：本機構の趣旨に賛同し、所定の入会申し込み手続きをした法人、団体等で、総会での議決権を有するもの
②個人会員：本機構の趣旨に賛同し、所定の入会申し込み手続きをした個人で、総会での議決権を有するもの
③賛助会員：本機構の趣旨に賛同し、所定の入会申し込み手続きをした法人・団体等で、総会での議決権を有さないもの
④特別会員：本機構の活動と密接に関係のある国の機関、地方公共団体、大学、経済団体等の機関・団体および学識経験者等の個人のうち、理事長が特に必要と認め入会を求めたもので、総会での議決権を有さないもの

（2）准会員

①イベント会員：本機構の趣旨に賛同し、所定の入会申し込み手続きをした法人、団体等で、公開イベントなど正会員に限定されない活動の参加権を有するもので、総会での議決権を有さないもの

②イベント個人会員：本機構の趣旨に賛同し、所定の入会申し込み手続きをした個人で、公開イベントなど正会員に限定されない活動の参加権を有するもので、総会での議決権を有さないもの

2　会員は、個人である場合を除き、本機構に対する会員代表者1名を届ける。

3　会員は所定の書面により届け出ることにより任意に退会できる。

4　一般会員および賛助会員は、年会費1口（10万円）以上を納入しなければならない。

5　個人会員は、年会費1口（2万円）以上を納入しなければならない。

（役　員）

第5条　本機構に、次の役員をおく。

（1）理事長：1名

（2）副理事長：10名以内

（3）理事：50名以内

（4）監事：5名以内

（5）顧問：必要に応じて設置

2　役員は、総会において会員のうちから選任する。ただし、次期総会までに補欠または増員のために選任する必要がある場合は、理事会においてこれを行い、総会において事後承認するものとする。

3　理事長は、本機構を代表し、会務を総理する。

4　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときその職務を代理し、理事長が欠けたときにその職務を代行する。

5　監事は、本機構の会計を監査する。

6　顧問は、理事長が会員から選任することができる。

7　役員の任期は、3年とする。

（総　会）

第6条　総会は、会員をもって構成する。

2　総会は、原則として年1回開催するもとのし、理事長が特に必要と認めた場合には、臨時に開催することができる。

3　総会は、次の事項を議決する。

（1）活動方針および予算

（2）活動報告および決算

（3）役員の選任
（4）規約の改正および解散
（5）その他組織の運営に関する必要事項
4　総会は、理事長が招集し、議長を務める。
5　総会は、委任状によるものを含めて会員の過半数の出席で成立し、議事は出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（理事会）
第7条　本機構に理事会を置く。理事会は、理事長、副理事長および理事をもって構成する。
2　理事会は、理事長が招集し、議長を務める。
3　理事会は、本機構の事業および運営に関する重要事項を審議し、決定する。
4　理事会は、あらかじめ通知された事項について構成員が書面、Eメールなどにより議決権を行使することにより開催したとみなすことができる。
5　その他、理事会の運営に関し必要な事項は別に定める。

（企画運営委員会）
第8条　本機構に、企画運営委員会を設置することができる。
2　企画運営委員会の構成員（以下、「委員」と呼ぶ。）は、会員をもって構成する。
3　委員は役員を務める法人・団体および委員長指名により選出する。
4　委員長は、役員を務める法人・団体等から理事長が委嘱し、委員長は企画運営委員会を招集し議長を務める。
5　企画運営委員会には、委員長が委員から指名した副委員長を置くことができる。
6　副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在時において、その職務を代行する。
7　企画運営委員会の運営は、委員長のもと、委員会にて定める。

（部　会）
第9条　企画運営委員会に、部会を設置することができる。部会は、会員をもって構成する。
2　部会には、委員長が選任した部会長および副部会長を置くことができる。
3　部会長は、部会を招集し議長を務める。
4　副部会長は、部会長を補佐し、部会長が不在時においてその職務を代行する。
5　会員は設置された全ての部会に参加できる。
6　部会長は、自部会での検討事項などを企画運営委員会に報告する義務を負う。

（運営会議）
第9条の2　企画運営委員会に、運営会議を設置することができる。運営会議は、各部会長、副部会長および運営会議で選任した会員を持って構成する。

２　運営会議には、委員長が選任した議長および、議長が選任した副議長を置くことができる。
３　運営会議は、議長が招集する。
４　副議長は、議長を補佐し、議長が不在時において、その職務を代行する。

（経　費）
第１０条　本機構の運営に必要な経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって充てる。
２　理事長は、監事の検査報告をもって、毎年、総会において、会計報告を行う。

（会計年度）
第１１条　本機構の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事務局）
第１２条　本機構の事務を処理するため、事務局を置く。

（規約の変更、その他）
第１３条　この規約は、総会の議決を得ることにより変更することができる。
２　この規約に定めるもののほか、総会の運営に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附則
１　この規約は、第１回総会開催の日から施行する。
２　本機構の設立初年度の会計年度は、第１１条の規定にかかわらず、第１回総会開催日に始まり２０１１年３月３１日に終わるものとする。
３　本機構は、２０２５年６月３０日まで設置するものとし、期間満了後のあり方については、総会において決定するものとする。

以上